

小値賀町議会第1回定例会 (第10日目)

1、出席議員 7名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 1名

3	番	末	永	一	朗
---	---	---	---	---	---

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	吉	元	勝	信
会	計	者	大	田	一	夫
総	務	長	中	川	一	也
住	民	長	西	村	久	之
福	祉	所	植	村	敏	彦
産	業	課	中	村	慶	幸
産	業	課	永	井	克	宜
建	設	長	蛭	子	晴	市
診	療	長	近	藤		進
教	育	次	田	川	幸	信
農	業	長	尾	崎	孝	三

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成28年3月17日（木曜日） 午後 1時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 今田光弘議員 ・ 松屋治郎議員 ）
- 第 2 議案第15号 小値賀町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例案
- 第 3 議案第22号 小値賀町中小企業振興基本条例案
- 第 4 議案第23号 小値賀町空家等対策の推進に関する条例案

午後 1 時 29 分開会

議長（立石隆教） こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番・今田光弘議員、2 番・松屋治郎議員を指名します。

日程第 2、議案第 15 号、小値賀町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） どうも午前中はお疲れ様でございました。

議案第 15 号、小値賀町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）については、提案理由をご説明いたします。

国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とした「行政不服審査法」が、50 年ぶりに抜本的改正をされたところでございますが、手続きにおきました従来は審査請求人等による関係書類等の閲覧に留まっていたことが、今回の改正で、写し等の請求もできるようになりました。法律の第 38 条には、条例で決めるような読み替え規定が盛り込まれていません。

そのために審査請求に係る手数料条例を、新たに制定するものであります。内容を説明いたしますと、第 1 条は、条例の趣旨で法律との関係でございます。

第 2 条は、手数料の額でございます。コピー代あるいはパソコンからのプリントを想定し、別表で定めています。

第 3 条は、法律にもありますが、経済的困窮等、特別な理由がある場合の減免規定でございます。

附則として 28 年 4 月 1 日を施行日としています。

以上、提案理由のご説明をいたしました。よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号、小値賀町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、小値賀町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 22 号、小値賀町中小企業振興基金条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 22 号、小値賀町中小企業振興基本条例(案)について、提案理由のご説明を致します。

本条例は、町内の中小企業の振興にあたり、その目的や基本理念、施策の基本方針等を定めるとともに、町や中小企業者等の役割と、町民の理解と協力を明確化することにより、地域が一体となった中小企業の成長及び持続的発展を図るために、基本的な事項を定めるものでございます。なお、本町におきましては、全ての事業所及び商工業者が、この中小企業に当たるということでございます。

背景としまして、平成 25 年 9 月改正施行の「中小企業基本法」において、中小企業のうち特に小規模企業の地域経済における社会的意義が規定されたこと、加えて、平成 26 年 6 月に制定されました「小規模企業振興基本法」において、地方公共団体の責務や、国、地方公共団体、その他支援機関相互の連携及び協力が規定されたことなどにより、各自治体においても条例化が求められていることから今回、制定しようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則として、この条例を平成 28 年 4 月 1 日から施行することを定めております。

詳細につきましては担当より説明をさせますので、慎重にご審議のうえ、適

正なるご決定を賜りますよう、お願い致します。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） それでは、内容をご説明致します。

1 ページをご覧ください。

第1条は、本条例の目的として、町内の中小企業の振興を図ることによって、本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与する旨を規定しております。

第2条は、本条例における用語の定義を規定しております。

第3条は、基本理念として、中小企業の振興はその成長と持続的な発展が図られることを旨として推進することを規定しております。

第4条から第6条においては、それぞれ町の責務、中小企業者等の役割、町民の理解と協力について規定しており、それぞれの役割を定めることで、地域が一体となった中小企業振興施策を推進することとしております。

第7条は、中小企業者の中でも、特に従業員が少ない小規模企業者への配慮規定でございますが、本町においては、大部分の商工業者が、本条項に該当することになります。

第8条は、施策の基本方針についての規定でございますが、事業の承継、創業促進、人材の育成確保、経営基盤の強化など、第4条の、町の責務に規定する総合的な施策の推進にあたり、具体的な事項を掲げております。

第9条は、施策の推進のための財政上の措置を、第10条は、施策の実施状況の公表を行う旨を規定しております。

第11条は、委任規定でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

土川 議員

4番（土川重佳） 町長の説明にもありましたけど、小規模企業とは、商業とか色々言っておりましたけど、具体的には小値賀町内ではどういう職業が値するのか、ちょっと教えて下さい。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

町長も申し上げたとおり、殆どの町内の事業所がこの法律、中小企業基本法で言うところの中小企業に当たるわけなんですけれども、更にこの小規模事業所の定義というものが、この中小企業基本法の中にございまして、ちょっと読んでみますと、「この法律において小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業所をいう」ということになっておりまして、

町内におきましては、製造業、小売業、飲食店業、宿泊業、その他のサービス業ということで、概ね商工会の会員数で言いますと 122 事業所となっております。

議長（立石隆教） 土川 議員

4 番（土川重佳） 課長の答弁で答えますけど、これは商工業、色々、町内で 122 箇所あるということでございますけども、もう 1 つ伺いますけど、小規模事業者とは、どげん違うと？

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

先ほど申しあげました商工会の会員数並びに業種ですけれども、町内におきましてはほとんどの事業者が、この小規模事業所ということになります。なお、ここで言います小規模事業所の中には、農業、漁業は含まれないというふうに理解しております。

議長（立石隆教） 土川 議員

4 番（土川重佳） それでですね、第 9 条の、そういう中、「町は必要な財政上の措置を講ずる」とありますけど、どういう時にその財政上の措置を行うんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

ただ今、商工会のほうで、28 年度から向こう 5 年間の商工業の経営発達支援計画というものを策定中でございます。その中には、地域の経済動向の調査でありますとか、経営状況の分析、それから小規模事業所の事業計画策定に関する支援でありますとか、需要の動向調査とか、そういったソフト事業を実施していくことになっております。加えて、町長の施政方針でもございましたように、商工会を中心として、今後、創業支援事業を行うようになっていますが、その中で創業の相談でありますとか、空き家のマッチングでありますとか、そういった各種セミナーでありますとか、講座等を実施していく計画になっておりますので、それに伴う経費等について、国・県のソフト事業も活用しながら財政措置をしていこうと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

宮崎 議員

7 番（宮崎良保） 第 8 条の第 5 項ですか、「融資制度及び信用補完事業の充実」と書いてありますけども、具体的にどのようなもの、融資制度の利子補給等々か、そういったものであるか、伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

ただ今、町が行っている商工業の振興施策といえますか、財政的な支援の中

で、町の預託による利子補給、この利子補給は運転資金ならびに設備資金の借り入れによる利子補給になるんですけども、今後、創業支援をしていく中で、新規の起業者が借り入れを行う場合にそういった保証料が発生するケースですね、そういった保証料も支援していかなければいけないと思いますので、そういうことを意識しております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 利子補給とは分かりましたけども、これは具体的に限度額つちゅうのはありますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

現在の利子補給制度は、借入利率のうち1%を補助するということになっております。それと、先ほど申し上げました預託金ですね、3,000万預託しておりますけども、1事業者につき500万が担保の限度となっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦議員

5番（浦英明） 第2条の定義にですね、ここに金融機関というものを設けなくてもいいんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

特に金融機関の定義を設ける必要はないのかなと思っております。

議長（立石隆教） 浦議員

5番（浦英明） まだよく読み込んでいないので分からないんですけども、ほかの市町村によればですね、金融機関の定義付けをして、その中に銀行とか、信用金庫とか、そういったものも入れ込んでおりますんで、何らかの、この法律と関係があるのかなと思って聞いてみたんですけども、もう1度確認のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

実際に支援措置を行っていく中で、借入等が発生した場合、当然、金融機関も含まれて参ります。特に小値賀町では親和銀行さんになるかと思っておりますけども、そういったところと連携は必要かと思っておりますけれども、今回、条例には金融機関の定義そのものは規定しておりません。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 中小企業の振興基本条例ということで、立派なものが出来たなどは思っております。こういう条例が出来てもですよ、これの条例に沿った具体的な行動をしないと、地元の零細中小企業は育たないと思います。今のように入人口が減っていく中、どこの事業所も一生懸命売上を落とさないように、

また雇用を減らさないように、一生懸命努力していることを私は感じております。そういった中で、どこの過疎地域も、地方の中小企業は売上げが伸び悩んで、それによって店を閉じていくところもたくさん出ております。最近の色々なこういう研究の報告書ではですね、いかに人口を守るか、それに繋がっていくわけですが、少しでも地元の事業者を利用して、その事業所の売上げを伸ばす。それをいきなり何十%でなくてもいい、1%でも2%でも伸ばすように、その地域の人たちが協力してその商店街を守るという話が出ておりますけれども、小値賀町もかなり、島外での買い物とか、それからインターネットを利用した通販での買い物とか、そういったものが結構な数字に、今、データとして出ております。具体的な数字は私もここでは言えませんが、そういった状況が生まれています。そういった中でですね、こういう条例が出来たことは少し心強いと思うのでありますが、この役場においてもですね、年間何十億という資金を持っているのでありますので、それがなるべく島外に出ないように、そういった努力もしてほしいと思います。少々ですね、やはり田舎っちゃんのはですね、こういった離島っちゃんのは、全てにおいて割高になります。そういった面で、地元の業者を育てる意味においても、そういった努力もですね、心がけてやってほしいと思います。それで、この10条の中に、「町長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を公表するものとする」というのがありますけれども、これは町長が毎年、この基本条例に沿って言えばですよ、中小企業振興に関する主たる施策の実施状況、例えばどういったものが考えられるんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

現状におきましては、先ほど質疑もございましたように、借入資金に対する預託でございますとか利子補給でありますとか、保証料の補助でありますとか、そういったことを実施しておりますし、各種商工関係団体への補助等も実施しております。今後におきましては、先ほど申し上げましたように、商工会が行う創業支援でありますとか経営発達支援でありますとか、そういった中で町の財政支援を伴う施策も出てくるであろうと思われまますので、そういったことを、町のホームページや広報紙が中心になると思いますけど、お知らせしていきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 2条で定義をされてるわけですが、先ほどのお話の中で、創業の相談あるいは空き家のマッチングということで、それは商工会がそういうことをやる時に町が財政的負担をするということに聞こえたんですが、例えば商工会に入るとか以前の個人が何かやりたいと、そういう場合にはこの条例と

いうのは該当しないということでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長心得

産業振興課長心得（中村慶幸） お答えいたします。

先程申し上げました創業支援計画でありますとか、商工会が策定中であります経営発達支援計画でありますとか、支援の対象は商工会の会員が、先ほど 122 ぐらいありますとお答えしましたけども、中心になっていくんだろうとは思いますが、商工会員でないとこの条例に基づく支援が受けられないということはないと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号、小値賀町中小企業振興基本条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、小値賀町中小企業振興基本条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 23 号、小値賀町空家等対策の推進に関する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 23 号、小値賀町空家等対策の推進に関する条例（案）について、提案理由のご説明をいたします。

空き家対策につきましては、全国的な問題となり、国では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、平成 27 年 5 月 26 日から全面施行されましたので、「小値賀町空家等対策の推進に関する条例」を新たに制定することで、空き家対策の適切な推進を図りたいと考え、本案をご提案するものでございます。

なお、町独自で制定していた従来の「小値賀町空き家等の適正管理に関する

条例」は、多くの点で「空家等対策の推進に関する特別措置法」と内容が重複していますので、本条例案の公布と同時に廃止することになります。

条例施行の日は、公布の日からとしております。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 条例の内容について説明します。

小値賀町では、これまで空き家対策として町独自の「小値賀町空き家等の適正管理に関する条例」を制定していましたが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」という上位法が制定、施行されましたので、それを補完する形での条例を制定したいと考えています。条例の内容を説明する前に、2ページの附則2の「小値賀町空き家等の適正管理に関する条例」を廃止することから説明したいと思います。

次のページの資料をご覧ください。左側に特別措置法を、右側に廃止する町独自の条例を対比しています。

右側条例の目的である第1条は、左側の法の第1条と表現は少し異なりますが、同じことを謳っています。例えば条例では「この条例は空き家等が放置され、管理不全な状態になる」と記していますが、法では「この法律は適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民に深刻な影響を及ぼしている」とか、右側の条例では「生活環境の保全及び安全安心のまちづくりの推進に寄与することを目的とする」と記していますが、法では「公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする」と記しているように、表現は少し異なりますが、同じことを謳っています。

このように、法と条例を左右に対比しているところは内容が重複しています。

資料の2ページ、左の第4に「市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」と市町村の責務が謳われています。

9ページを開けてください。右側に町独自の条項として、法に謳われていない分を揚げております。まず、第3条の（民事による解決との関係）ですが、これはわざわざ謳う必要はないと考えております。

第5条の（情報提供）ですが、新たな条例の中でも謳いたいと考えています。

第9条の（公表）ですが、命令に従わないときは、住所・氏名等を公表することを謳っていましたが、そこまでするのは問題があるという法律家専門の見解がありますので、新たな条例では謳わないことにいたします。

第10条の（緊急安全代行措置）と第11条の（警察その他の関係機関との連携）は新たな条例の中でも謳いたいと考えています。

以上、説明したとおり、法と条例が多くの部分で重複しておりますので、「小値賀町空き家等の適正管理に関する条例」を廃止し、新たに「小値賀町空き家等対策の推進に関する条例」を制定したいと考えていますので、その内容を説明します。

一番真っ先、先頭のページをお願いします。

第1条（目的）ですが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第4条に基づく空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、当該対策についての基本理念及び町の責務、町民等の役割その他必要な事項を定めることにより、町民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域力の維持向上に資することを目的としております。

第2条は、用語の定義をしています。

第3条は、基本理念を謳っております。

第4条は、町の責務で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するよう謳っております。

第5条は、町民、所有者等及び事業者の役割を謳っております。

第6条は、情報の提供を謳っております。

第7条（緊急安全代行措置）は、大変危険な空き家があり、所有者等が適切な管理をしない場合で、最低限の応急措置ができることを謳っております。また、その費用を所有者等から徴収することができるとしています。

第8条は、警察等に協力の要請ができることを謳っております。

第9条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要なことは、町長が別に定めるとしています。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で、「小値賀町空き家等対策の推進に関する条例案」の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 第1条、「地域力の維持向上に資する」とありますが、地域力とは何ぞや、お答えください。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 地域の活力というふうに考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 第6条で、町民及び事業者はその情報を町のほうに提供するように努めると書いてあるんですが、地域ということを考えるのであれば、直接町民とか事業者が町に情報提供するよりも、むしろ地元の町内会を經由して町に上げたほうが、地域として色々有利かなと思うんですが、いかがお考え

ですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 町のほうとしては、どちらからも情報は得たいというふうに思っております。まず、その空き家の付近の人の意見も聞きたいし、またその地域全体の意見も聞きたいと考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） すいません、次、7条で緊急安全代行措置ということで、講ずることが出来ると思いますが、緊急安全代行措置のイメージを、どの程度のことを言っているのか、お話しください。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

放置することが著しく公益に反する、つまりそのすぐ近くにいる人の生活に悪い影響を及ぼす、危険だったり景観であったり、まあ景観であれば町全体という話にもなるかも分かりませんが、そういう場合に、人に危険を及ぼすと、軒瓦が落ちるとかですね、そこが公の道に接するところであれば、そういうのに関しての最低限の危険でなくなる程度の措置をしたいと考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） もともと、当然、法律に書かれてはいないんですが、行政代執行が出来ると思うんですが、代執行とこの緊急安全代行措置、その違いというのはあるのでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 基本的には無いと考えております。けれども、代執行の場合は法律がありますので、安全代執行法という法律がありますので、それに基づいて行った場合は代執行という形になると思います。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 僕はこの条例案をいただいた時に、僕の中では代執行というのは、もう本当に建物を除却するというイメージ、そして緊急安全代行措置というのは、そこまでいなくて、例えば瓦が落ちそうだったらネットを張るとか、カバーをするとか、そういうイメージかなと、僕は理解していたんですが、そうではなくて基本的には同じということですか。もう1度お聞きします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 先程、私、「安全代執行法」と言いましたけども、「行政代執行法」というのがありまして、それに基づいて行うのが代執行というふうに考えておりますし、それよりも軽微な分はこの条例で行うと。緊急安全代行というふうに考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） そうなると、行政代執行の場合は、当然、かかった費用はその本人から徴収するのが原則になりますが、この緊急安全代行措置の場合は、3 項に「町長は徴収することができる」ということで、だいぶ代執行と違う内容、代執行の場合は基本的には本人から徴収する。で、この緊急安全代行措置の場合は徴収することが出来ると、全く違う表現に僕は読めるんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 基本的にはその費用は取りたいというふうには考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） 代執行の場合は、基本的には取らなければいけないはずで。「取りたい」のではなくて取ることが大原則のはずで、今回の条例案の場合は「徴収することができる」と、すごく柔らかい表現になっているので、そういう意味では、先ほどちょっと僕の言いました建物を壊すというところまでは想定していないんじゃないかと、本当に軽微な緊急的な措置だけと考えればいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 条例の中ではそこまで謳っておりませんが、規則でですね、今考えているところが、代執行まで出来るような形で考えております。これは法的にも出来るようになっておりますので、今のところ考えております。どういう内容かと言いますと、ちょっと様式を考えておりますので、それを読みしたいと思います。「貴方に対し、何日付けにより、貴方が所有し管理する次の特定空き家等に関し、何日までに措置を取るよう警告しましたが、指定の期限までに義務が履行されませんでしたので、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 2 項の規定により通知します。なお、代執行に要する全ての費用は法第 5 条の規定に基づき、貴方から徴収します」というふうなことを謳いたいと考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1 番（今田光弘） はい。そのような内容であれば、いいのかな、と言ったら変ですが、そう思うんですが、代執行にしても緊急安全代行措置にしても、それがあるからといって建物所有者が放置するということが、やっぱり一番恐れることだと思うんで、その辺について課長のお考えをお聞かせ下さい。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 今までは条例という形での空き家対策を行なっておったわけなんですけども、これからは法に基づいて行うということで、テレビでもよく放送されておりますけれども、そういう形での空き家対策をしたいとい

うふうに思っております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 法律も出来て、去年の 5 月に全面施行されまして、こういう条例が出来れば、すごく良いことだとは思いますが、ただ逆に今年の 4 月の 1 日にこれが施行された場合、小値賀町の責務というのが非常に明確に出ていますので、仮にどこかの建物で、それが例えば町民から連絡があつて、「ここは危ないよ」という連絡があつて、それを何もせずに置いておいて、何か事故が起きた時は全て町の責任になると、そのぐらい、ある意味ではものすごく町の責務が強くなった条例だと思います。そういう点で、本当に今までどちらかという受け身的に考えていた空き家の管理を、もう少し積極的に管理していく必要があるということを感じる条例だと思うのですが、その辺については、町長、よろしかったらお答えください。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 確かにおっしゃるとおりなんですけども、これは「講ずるように努めるものとする」という規定でありますので、そこは読み方は十分ご存じだと思いますので、敢えて申し上げませんが、これでなかったとして、直ちに町のほうに責任を転嫁することは出来ないだろうと思つてます。ただ、一步前進したんであろう、それは間違いないことだと思いますので、あとは予算の問題もありますので、そこら辺を勘案しながら、出来るだけそういう空き家がないようにですね、景観条例もありますし、そこら辺の兼合いもありますので、これを出来たのを機会にですね、出来るだけ無くしていきたいと思つます。ただ、読み方によりますので、ある程度やり方は違ってくることは了解していただけると思つますけども、そういうことでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横 山 議 員

6 番（横山弘藏） この空き家はですね、例えば私の住んでいる新町地区でも、その家の持ち主も小値賀にいないですね、そして連絡も取っても取れないと。そして屋根は年々壊れていって、もう野良猫が出入してですね、まず建物が危ないのと同時に、その地域の衛生環境ですかね、生活環境の面まで壊れているような家があります。そういったわけで、住民もなかなか自分から行政のほうに訴え出るっちゃうか、情報も積極的にやろうともしませんので。住民の情報で、この条例を活かすためにも、情報があつてすぐどうこうじゃなくてですね、今小値賀町の、そういった危険な厄介な建物が、どの地区にどのくらいあるかというぐらいの情報を、行政のほうから少し積極的に調べてですね、今後の対策に役立つような政策も必要かと思つますけども、その辺、どうですか。

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（蛭子晴市） 既に一部、調査等進めているわけなんですけども、こ

れからもっと力を入れていきたいというふうに思います。

議長（立石隆教） よろしいですか。 **宮崎議員**

7番（宮崎良保） 質問をします。前回の町の独自の条項の中に、削除されたものがあります。9ページの（公表）、第9条ですね。「町長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる」。こういった罰則事項をここで削除するということになりました。法律の中にこれとは違う罰則事項というのはありますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えします。

これは本人の、消した部分はですね、住所氏名を公にするという、犯罪を犯した人等の場合にはそういう場合があるんでしょうけれども、この空き家の、今の段階ではですね、そこまでは行き過ぎというふうに考えております。これに代わるものがあるかということですが、色々、助言、指導、勧告、そういうことをずっと行なっていきます。従わない場合はですね。それでも対応しない場合には、代理人を呼んだりとか、役場に呼んで公に聞き取りをするとか、そういうふうなことも考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 考え方は分かります。しかしですね、この条例を正当化していくには、やはり何らかの罰則事項というのは必要だろうと思います。いきなり公表するんじゃなくて、ここに「公表のするときには、公表に係る所有者に意見を述べる機会を事前に与えなければならない」という条項がありますんで、別に強硬的に公表するというものではないんですね。やはりこういったちょっとした罰則規定を盛り込まないと、いくら役場に呼んだとしても、スムーズに条例の執行が出来るかどうかというのが非常に疑問に思います。その辺、どうお考えですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 言われることは分かるんですけども、先ほどから私が言っているとおり、住所氏名まで公表するのはあまりであるというふうに考えております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 18 分 —
— 再開 午後 2 時 42 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 宮崎議員

7番（宮崎良保） 先程の第9条の削除の件ですけれども、我々としても、かちつとした根拠ありませんし、またこれを外すというのもおかしいと思いますので、我々としても今後、勉強したいと思いますが、事務局としてもどう考えているのかお伺いします。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） お答えいたします。

この問題は法律にも特措法の中に書かれておりますので、それを遵守して対応するというご理解をいただけると良いかと思えます。また特にこの条例に書き込む必要が出てきた場合には、また改めて提案をさせていただきます。

議長（立石隆教） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、小値賀町空家等対策の推進に関する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、小値賀町空家等対策の推進に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日は定刻の午前10時から開会します。

ご苦労さまでした。

— 午後 2 時 44 分 散会 —